

令和 7 年度

少量危険物保管庫

仕様書

尾鷲市

少量危険物保管庫 仕様書

1 件名

少量危険物保管庫

2 設置場所

防災危機管理課の指定する場所

3 納入期限

令和8年3月31日（火）

4 概要

- (1) 少量危険物保管庫の設置及び電気工事
- (2) 消防本部への少量危険物貯蔵取扱開始届出書の提出

5 規格等

(1) 少量危険物保管庫

ユニット型少量危険物保管庫として法令等の基準・構造を満たすもので、以下の仕様による
参考商品：三協フロンティア株式会社製 20MSL

- ①外寸 幅2m程度 奥行2m程度 高さ3m程度
- ②構造及び設備

三重紀北消防組合火災予防条例第31条の3の2に適合するもの

③ 電気設備

- ア 防爆型LED灯器具
- イ 防雨型ブレーカー及び照明スイッチ

④その他付属 設備

- ア 収納棚（段替え機能付き及び保管庫本体と固定し転倒防止を施す）
- イ 消火器格納箱（10型ABC粉末消火器1個含む 保管庫外壁に取付）
- ウ 標識一式（マグネットタイプ）

6 その他

- (1) 納入品は新品であること。
- (2) 納品時に不備が発見された場合は速やかに適正な物と交換すること。
- (3) 納品日時については、事前に発注者と協議のうえ決定すること。

暴力団等不当介入に関する特記仕様書

尾鷲市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第7条第1項の規定により、受注者は、本市と締結した契約等の履行に際して、受注者又は下請負人等が暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

- (1) 受注者は暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。
- (2) (1)により所管の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
- (3) 受注者は暴力団等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。